

株式会社 AIST Solutions

AIST-IDEA 使用許諾約款第 16 条に規定するロゴマーク使用許諾に関する要領

本要領は、株式会社 AIST Solutions（以下「AISol」という。）が定める「AIST-IDEA 使用許諾約款」（以下「本約款」という。）第 2 条に基づき IDEA データの使用許諾を受けた使用者（以下「使用者」という。）が、本約款第 16 条に従い、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）の所有する商標登録第 6 7 8 0 3 1 3 号のロゴマークを使用することに関する事項を定める。

（定義）

第 1 条 本要領で用いる用語を次のとおり定義する。

- (1) 「許諾商標」とは、産総研の商標登録第 6 7 8 0 3 1 3 号に係る商標をいう。
 - (2) 「許諾ロゴ」とは、許諾商標に係る別紙 1 に掲げるロゴマークをいう。
2. 本要領において定めるほか、本要領で使用する用語の定義は、本約款に定める通りとする。

（AISol の権限についての保証）

第 2 条 AISol は使用者に対し、許諾商標の使用許諾をなし得る適法な権限を有していることを保証する。

（使用者の分類）

第 3 条 本要領において、許諾商標の使用権を許諾する使用者を次の各号のとおり分類する。

- (1) 本約款第 7 条第 1 項①又は②に基づき IDEA データを使用する使用者（以下「一般使用者」という。）
- (2) 本約款第 7 条第 1 項③に基づき「算定システム開発申請書」を AISol へ提出し、承認を得た上で、IDEA データを用いた算定システムを開発する使用者（以下「算定認定事業者」という。）
- (3) 本約款第 7 条第 2 項に基づき IDEA データを使用したコンサルティング業務を行う使用者（以下「コンサル業者」という。）

（許諾商標の使用範囲）

第 4 条 AISol は、使用者に対し、本約款に係る IDEA 使用許諾契約（以下「IDEA 使用許諾契約」という。）の期間中、日本国内において、許諾商標を次の各項に記載する範囲で 사용할 ことができる限定的、非独占的、譲渡不能、無償かつ取消可能な使用権を許諾する。

2. AISol は一般使用者に対し、次の各号に定める範囲において、許諾商標の使用権を許諾する。
- (1) 一般使用者が IDEA データを用いて計算した結果等を記載する報告書等の出版物に、許諾ロゴを掲載すること
 - (2) 一般使用者が IDEA データを用いて計算した結果等を自社製品に使用した際に、

当該製品及びその包装に、許諾ロゴを掲載すること

3. AISol は算定認定事業者に対し、次の各号に定める範囲において、許諾商標の使用権を許諾する。

- (1) 算定認定事業者が製造するコンピュータプログラムに、許諾ロゴを掲載すること
- (2) 算定認定事業者が前号のコンピュータプログラムの販売を行うにあたり、当該販売に係るウェブサイトやパンフレット等に、許諾ロゴを掲載すること

4. AISol はコンサル業者に対し、次の各号に定める範囲において、許諾商標の使用権を許諾する。

- (1) コンサル業者が IDEA データを用いたコンサルティングを実施するにあたり、当該コンサルティングに係るウェブサイトやパンフレット等に、許諾ロゴを掲載すること
- (2) コンサル業者が IDEA データを用いたコンサルティングで作成する報告書等の成果物に、許諾ロゴを掲載すること

(許諾商標の使用方法)

第5条 使用者は、許諾商標を、許諾ロゴの形態（色彩を含む。以下同じ。）のみにて使用するものとし、AISol の書面による事前の承諾を得た場合を除き、許諾ロゴに使用者及び／又は第三者の商標、社名及びロゴ等を組み込むことを含めて、許諾ロゴ以外の形態で使用してはならない。

- 2. 使用者は、許諾商標を、使用者が AISol 又は産総研と何らかの提携関係にあるかのような誤認を与える方法で使用してはならない。
- 3. 本要領に基づき使用者が許諾商標を使用できる範囲は前条に定める範囲であり、使用者は、AISol の書面による事前の承諾を得た場合を除き、前条に定める範囲外で許諾商標及びこれに類似する商標を使用してはならない。
- 4. 前条の使用権には、許諾商標について使用者が第三者に再使用権を許諾する権利は含まない。
- 5. 使用者は許諾商標を使用するにあたり、産総研の登録商標であることを記載しなければならない。
- 6. 使用者は、許諾商標を使用するにあたり、許諾ロゴを掲載した製品（コンピュータプログラムを含む）、包装及びウェブサイトについて、それらを使用する前に、その見本を AISol に対して提出し、AISol の事前承諾を得なければならない。

(権利義務の譲渡禁止)

第6条 使用者は、AISol の書面による事前の承諾を得た場合を除き、本要領に基づく権利義務の全部又は一部を、第三者に譲渡してはならず、また担保に供してはならない。

- 2. 使用者は、第三者と合併する、又は IDEA データに係る事業の全部若しくは一部を分割し別会社とする等により、本要領に基づく権利義務を第三者に一般承継させる場合においても、AISol の書面による事前の同意を得なければならない。
- 3. 使用者が、前二項に反して、第三者に本要領に基づく権利義務の全部又は一部を譲渡し、承継させ、又は担保に供した結果、AISol に費用負担又は損害が生じた場合、使用者は、AISol に対して、合理的な弁護士費用を含む費用を支払い、損害を賠償する

義務を負う。

(権利保護)

第7条 使用者は、AISol に対し、許諾商標が第三者により不正に使用されていることを知った場合は、遅滞なくその事実を通知するものとする。

2. 使用者は、許諾商標及びこれに類似し又はこれと混同を生じさせる可能性がある商標に関して何らかの権利を登録する又は何らかの権利を求めて出願する等の行為を行ってはならず、これに違背してこれらの行為を行った場合は、その権利、登録を受ける権利及び出願をする権利を AISol に無償で譲渡しなければならない。
3. 使用者は、AISol が許諾商標に関する権利を保護する為に、使用者による許諾商標の使用証拠の提供その他の協力を求めた場合、これに応じるものとする。

(不保証・免責)

第8条 許諾商標に関する保証は第2条に定めるものを全てとし、これを除き、AISol 及び産総研は、本要領に基づく使用者による許諾商標の使用が第三者の権利（商標権その他の知的財産権を含むが、これに限定されない。）の実施を必要としないことを含め、如何なる保証もするものではない。使用者による許諾商標の使用に起因して生じた紛争は、全て使用者が自らの責任と費用負担において解決するものとし、使用者は、AISol 及び産総研が当該紛争について一切の責任を負わないことに同意する。

(許諾の終了)

第9条 AISol は、次の各号の一に該当するときは、使用者に対して、直ちに本要領に基づく許諾商標の使用許諾を終了することができるものとする。

- (1) 使用者が本要領に違反して、許諾商標を使用したとき。
 - (2) 第1項に定めるほか、使用者が信義誠実に反する行為を行ったとき、又は AISol 及び産総研の名誉若しくは信用を著しく損なう若しくは損なう恐れのある行為を行ったとき。
 - (3) 使用者が監督官庁から営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消の処分を受けたとき。
 - (4) 使用者が手形・小切手の不渡処分、仮差押、仮処分又は強制執行を受けたとき。
 - (5) 使用者破産、民事再生手続、特別清算又は会社更生手続の申立てをし、又は申立てを受けたとき。
2. 前項に定めるほか、次の事態が生じたときは、解約の意思表示を要することなく、当該事態が生じた日に直ちに本要領に基づく許諾商標の使用許諾は終了するものとする。
- (1) 使用者が合併によらない解散の決議をしたとき。
 - (2) 許諾商標に係る商標登録の無効又は取消しが確定したとき。
 - (3) IDEA 使用許諾契約が終了したとき。

(許諾終了の効果)

第10条 使用者は、前条により許諾商標の使用許諾が終了したときは、許諾商標の使用を

直ちに中止するものとし、本要領に基づき作成した許諾商標に係るパンフレット等の全てを廃棄又は消去するものとする。

（損害賠償）

第 11 条 AISol は、使用者が本要領の規定に違反したことに起因して損害を被った場合、使用者に対しその損害の賠償を請求できるものとし、かかる請求がなされた場合、使用者は責任をもってその賠償の任にあたるものとする。

（存続条項）

第 12 条 本要領に基づく許諾商標の使用許諾の終了後も、第 7 条（権利保護）第 2 項、第 8 条（不保証・免責）、第 10 条（許諾終了の効果）及び前条（損害賠償）の規定は、期限の定めなく有効とする。

別紙 1

①ロゴマーク A タイプ（日本版、色彩指定有）



②ロゴマーク B タイプ（海外版、色彩指定有）



※なお、AIST-IDEA ロゴを表示する際にはロゴ近くに以下の文章を入れてください。

製品単体に記載する場合等において、表示スペースが無い場合はロゴのみでも問題ありません。

○日本語表記

「AIST-IDEA」ロゴは、国立研究開発法人 産業技術総合研究所（AIST）の登録商標です。

○英語表記

The ‘AIST-IDEA’ logo is a registered trademark of the National Institute of Advanced Industrial Science and Technology (AIST).